

会 動 きの

公民連携事業化提案制度を創設 新しい公共づくりを目指す

総務

総務常任委員会は、六月十五日に開催され、委員長、副委員長を互選により選出した後、議案二件、陳情五件を審査した。

その結果、議案はすべて可決すべきもの、陳情はすべて趣旨不承と決定した。

また、①公共料金の見直し②湘南広域都市行政協議の設立と今後の取組③藤

沢市公民連携基本方針と藤沢市公民連携事業化提案制度の概要④指定管理者制度における第三者評価制度の導入及び「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」の改正⑤湘南C-X(シークロス)(仮称)アー

バンライフサポートプラザ整備計画⑥「(新)男女共

同参画プラン」策定に向けていく。

藤沢市公民連携基本方針の基本的な考え方は、①「公民連携の必要性」は、自治体財政の厳しさにより「小さな政府」を目指す必要と、ニーズ等の多様化により行政サービスの拡大が求められており、市民や企業等にその一部を担ってもらうことが必要となること

②「公民連携の基本理念」は、行政主導で行ってきた公共サービスを抜本的に見直し、市民や企業等との連携、協働による役割分担と責任に基づく公共サービスを提供すること③「本基本方針の位置づけ」は、藤沢市経営戦略基本方針等における「市民と取り組む公共経営」を進めるに当たつての基本的な考え方を示すこと

と、以上三点である。

藤沢市公民連携事業化提案制度は、市民が必要とする公共サービスについて、行政よりも費用対効果を高めることが可能と考える企業、NPO、市民団体や市民等による事業について、自由なアイデア提案を広く募集する制度である。

対象事業については、新規事業や製品等のあつせん等の提案を除く本市の現在行われている「主事務事業」で、民間から自由に提案を受けられる「一般事業提案」と、斬新なアイデアの導入が必要となる課題について、具体的な事業内容及び提案への要件を明確にして、募集する

「特定課題事業提案」の二つの提案募集を行う。

NPO、地域の団体及び個人等で、団体の場合は、提案事業を担うことができるものとしていく。

その際の審査方法は、客観性や公正性等を確保するため、公民連携の分野についての専門的な知識や経験を有する者や財務の専門家等による「藤沢市公民連携事業化提案審査委員会」を設置し、審査を行う。

採択された提案は、事業化に向けて課題の整理や調整を行い決定する。決定後の事業者等を選定する際は「藤沢市公民連携事業化提案審査委員会」により示されたプロポーザルあるいは競争入札等の事業者等の選

定方法の考え方、また、その際のポイントに対する加点等のインセンティブの考え方等を基本として、事業を進めていく。

今後、六月から一般事業提案の募集要領を公表し、広く周知を図るため、各地域地域経営会議や各種団体、事業者等へ説明し、七月から八月に提案募集を受け付けていく予定である。

「主な質問と回答等」

質問 この土地の売却を市に働きかけたのは、ご自身か。あるいは市議会議員に依頼をしたのか。

回答 土地の売却を、市に依頼したことはない。地元

のさまざまな活動で会う機会があり、地元事情や面識が広い市議会議員に依頼はしたが、市へ働きかけてほしいといった依頼は一切

ない。健康上の理由から欠席の申し出があり、質問に対する回答は文書により行われた。

五月十日には、市長等に出席を求め質疑を行った後、この件についての連合審査会での審査を終了した。

○善行地区における地域コミュニティ活動事業用地について

質問 前土地所有者から地元で活用してほしい土地があるから、できれば売却したいという相談を受けた。市へ売却することを前提にした依頼ではなく、自分の判断で、善行地区での活用を念頭に地元市民センターに相談した(市議会議員)

質問 市議会議員から相談を受けたということだが、その相談の内容は。

回答 土地の値段は不動産鑑定士の調査によりしっかりと評価されたものであり、決して不適切な額ではない土地があるので、市で買って活用してほしい。(市長)

質問 市議会議員から相談を受けたことだが、その相談の内容は。

回答 土地の値段は不動産鑑定士の調査によりしっかりと評価されたものであり、決して不適切な額ではない土地があるので、市で買って活用してほしい。(市長)



事業提案の募集に向け、制度の説明を受ける市職員

文教委常任委員会は、六月十四日に開催され、委員長、副委員長を互選により選出した後、陳情一件を審査した。その結果、陳情は趣旨不承と決定した。

また、①中部地区における保育所建設②藤沢市教育振興基本計画の策定状況③平成二十三年度使用藤沢市教科用図書採択方針④平成二十一年度体力・運動能力、運動習慣等調査の結果⑤市民との協働による公民館及び図書館の運営―以上五件について報告を受けた。

計画策定の趣旨は、平成十八年に改正された教育基本法に基づき、国が策定した教育振興基本計画を参考に、本市の教育のあり方や進むべき方向性等を協議し、基本構想についての意見を答申していただく。

また、策定に当たつての仕組みとして、「市民力・地域力」、「教育力」及び「行政力」の三つの力を活用することを考えている。

その後、パブリックコメントを実施した上で、新総合計画との整合を図る中で、事業計画まで盛り込んだ教育振興基本計画を来年一月を目途に策定する。

○神奈川最低賃金改定等に関する意見書
我が国の経済は、一昨年のアメリカの金融危機に端を発した世界同時不況の影響を払拭しきれず、本格的な回復基調には至っていない状況にある。

一方、雇用においても、派遣切りや日雇い派遣といった労働者の非正規化により、ワーキングプアと呼ばれる低賃金労働者が増加を続けており、賃金格差と貧困問題はますます深刻化している。最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な生活を営むことを保障する社会的セーフティネットの一つであり、賃金格差と貧困問題の解決と内需拡大の観点からも、生活保護を下回らない速やかな最低賃金改定が図られるべきである。

よって、政府等関係機関に対し、平成二十二年度の神奈川最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること等を要望する。(以上、要旨を掲載)

教育振興基本計画 平成23年1月を目途に策定

文教

計画策定の趣旨は、平成十八年に改正された教育基本法に基づき、国が策定した教育振興基本計画を参考に、本市の教育のあり方や進むべき方向性等を協議し、基本構想についての意見を答申していただく。

また、策定に当たつての仕組みとして、「市民力・地域力」、「教育力」及び「行政力」の三つの力を活用することを考えている。

その後、パブリックコメントを実施した上で、新総合計画との整合を図る中で、事業計画まで盛り込んだ教育振興基本計画を来年一月を目途に策定する。

よって、政府等関係機関に対し、平成二十二年度の神奈川最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること等を要望する。(以上、要旨を掲載)

よって、政府等関係機関に対し、平成二十二年度の神奈川最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること等を要望する。(以上、要旨を掲載)

よって、政府等関係機関に対し、平成二十二年度の神奈川最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること等を要望する。(以上、要旨を掲載)